

○新型コロナウイルス感染拡大防止のための期日取消等について

政府の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言及び東京都の外出自粛要請等を踏まえ、知的財産高等裁判所において、4月8日から5月6日までの間に実施される予定であった期日については、特に緊急性のあるものを除いて、期日指定が取り消されます。新たな期日については、指定され次第、担当部から連絡があります。御不明の点があれば、担当部にお問い合わせください。

なお、裁判所に提出される文書の受付業務は通常どおり継続しておりますし、郵送により提出された文書も受け付けています。